

誓約書

ワイヤレス電力伝送実用化コンソーシアム 御中

ワイヤレス電力伝送実用化コンソーシアム（以下、「本会」といいます。）に入会するに際し、下記の事項を誓約致します。

記

1. 本会会則に同意し、これに定める事項を遵守致します。
2. 別紙秘密保持に関する取り決めに同意し、これに定める事項を遵守致します。

以上

平成 年 月 日

*法人会員・機関会員の場合

[所在地]

[法人名又は機関名]

[所属・役職]

[代表者氏名]

印

*学識会員の場合

[住所]

[氏名]

印

(別紙) 秘密保持に関する取り決め

1. 本取り決めは、本会において開示される情報の取扱いについて定める。
2. 本取り決めにおいて、「秘密情報」とは以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本会において他の会員より開示を受けた情報（以下、情報を開示した会員を「開示会員」という。）であって、秘密又はこれと同等の表示がなされた上で開示がなされたもの
 - (2) 本会において開示会員により口頭で開示がなされた情報であって、当該情報が開示の前又は開示の際に秘密である旨を告知され、かつ当該情報の内容が開示後10日以内に書面又は電子データにおいて秘密である旨確認されたもの
3. 2にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 開示を受ける際、既に保有していた情報
 - (2) 開示を受ける際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずして公知となった情報
 - (4) 秘密情報から除外することにつき、書面により事前に開示会員の同意を得た情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (6) 開示会員より開示を受けた情報によらず、独自に開発又は取得した情報
4. 会員は、秘密情報について、秘密として管理するものとし、事前に書面による開示会員の同意を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本会会則第2条に定める目的以外に使用してはならない。
5. 秘密情報を開示する会員は、開示の範囲を一部の会員に制限できる。また逆に秘密情報を受領する会員は、その受領を拒否、もしくは該当会議を退席することができる。
6. 会員は、本会の活動に関係する自己の役員又は従業員若しくは教職員（学生を除く。）に対し、本会会則第3条の定める本活動の遂行に必要な範囲で秘密情報を開示できる。但し、当該会員は当該開示を受ける者に対し、本取り決めに定める義務を遵守させなければならない。
7. 会員は、本会会則第3条の定める活動の遂行に必要な範囲に限り秘密情報の全部又は一部を複製できるものとし、当該複製物は本取り決めにおける秘密情報として取り扱う。
8. 本会における秘密情報の開示その他の活動により、権利の譲渡又は移転、実施許諾若しくは使用許諾等の効果が生じるものではない。
9. 会員は、本会を退会するとき、本会が解散するとき又は開示会員より請求があったときは、開示会員の指示に従い、秘密情報を含む文書、電子媒体その他の有体物及び電子データ（複製物を含む。）を、速やかに開示会員に返還し、又は廃棄しなければならない。
10. 会員は、開示日から5年間本取り決めを遵守するものとする。
11. 会員が本取り決めに違反し秘密情報を開示又は漏洩したときは、当該会員は、開示会員に対しその損害を賠償する。
12. 会員は、外国為替及び外国貿易法その他適用のある法令を遵守しなければならない。

13. 本取り決めにおいて定めのない事項又は疑義の生じた事項については、本会の会則に定めるところにより誠意をもって協議する。

以上